

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 20 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）

- ・古川法務大臣、津島法務副大臣、加田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・鎌田さゆり君（立民）及び本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立民、共産）
- ・山田美樹君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、鈴木庸介君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）中谷真一君（自民）、日下正喜君（公明）、米山隆一君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、階猛君（立民）、前川清成君（維新）、本村伸子君（共産）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

中谷真一君（自民）

- （1） 法定審理期間訴訟手続
 - ア 審理期間が予見可能となることによる利益及び拙速審理となり当事者に不利益を与えることを防ぐための方策
 - イ 裁判の長期化への懸念からこれまで訴えの提起をちゅうちょしていた人にとって、審理期間が予見可能となることが裁判に踏み切る動機となることの確認
 - ウ 同手続の利用には当事者双方の合意が必要であること及び当事者の一方が希望すれば通常の手続に移行できることの確認
- （2） 民事訴訟手続の I T 化が国民にもたらす利益についての法務大臣の見解
- （3） ウェブ会議で手続に参加する当事者の本人性や状況を確認する方法
- （4） 単なる迅速化・効率化にとどまらない民事訴訟手続の I T 化により審理を充実させる方法や審理が可能となることの具体例
- （5） 裁判に精通した I T 人材育成のための方策

日下正喜君（公明）

- （1） 社会経済活動を支える基盤である裁判所は最新の I T 技術を用いて利用者の利便性の向上や裁判の効率化及び迅速化を図るべきとの考えに対する法務大臣の見解
- （2） 書面による申立てとインターネットを利用した申立てが併存し、紙の書類と電磁的記録が混在する状況における裁判所の事務作業の効率化及び迅速化の見通し
- （3） I T 機器の操作に不慣れな者や障害者が本人訴訟の当事者となる場合、インターネットを利用した申立ての補助者として司法書士を積極的に活用すべきではないかとの考えについての法務大臣の見解
- （4） 簡易裁判所で取り扱う訴訟手続は、スマートフォンやモバイル端末のアプリケーションで行うことが適しており、インターネットを利用した申立て等の利用の周知や普及については簡易裁判所に重点を置いて行うべきとの考えに対する法務省の見解
- （5） 本法案成立後における民事訴訟手続の I T 化のための具体的な工程についての法務大臣の見解

米山隆一君（立民）

法定審理期間訴訟手続

- ア 想定される期日回数
- イ 同手続の導入による期日の増加に対応可能な裁判所における人的・物的体制の整備が行われるか否かの確認
- ウ 同手続により裁判の迅速化が図られるのか否かの確認
- エ 通常手続への移行の申出を行える期限
- オ 審理終結予定の日における通常手続への移行の申出による新たな期日の設定の有無
- カ 通常手続への移行後に新たな争点を提出することの可否
- キ 通常手続へ移行した場合に新たな争点を提出することができる点を踏まえ、法定審理期間訴訟手続が予想可能性を高めるか否かについての法務大臣の認識
- ク 同手続の電子判決書の記録内容について定める民事訴訟法第 381 条の 5 の立法趣旨
- ケ 同手続の利用を義務づける内容の契約の有効性
- コ 同手続導入に向けた周知の期間・方法及び予算額並びに少額訴訟、労働審判導入時の周知方法及び予算額
- サ 同手続の施行後における運用状況等の調査の予定の有無及び調査のための予算額

藤岡隆雄君（立民）

- (1) 裁判所が構築するシステムのデータの管理
 - ア 海外のサーバーで管理しないことの確認
 - イ 国内にデータセンターがあるクラウドサービスを採用するとの確約の可否
- (2) ウェブ会議等による証人尋問
 - ア 証人が書類等に基づいて陳述することを防止するための具体的な担保
 - イ 見えない所に置かれたスマートフォンにより証人が影響を受けることを防止するための担保
- (3) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 訴訟代理人が選任されていない場合に、同手続の開始が認められる要件
 - イ 訴訟代理人が選任されているのと同視し得る場合とは、破産者を当事者とする訴訟で弁護士である破産管財人が訴訟を進行する場合、当事者である法人の法務部に法曹資格者がいる場合、又は当事者である個人が法曹資格を有している場合に限定されることの可否
 - ウ 個人においては訴訟代理人が選任されているのと同視し得る場合とは、法曹資格を有しているときに限定されるか否かの確認
 - エ 当事者である法人の法務部に法曹資格者が在籍していなくても同手続の開始が認められる場合の基準
 - オ 裁判所の運用により同手続の適用範囲が拡大することを許容するか否かについての法務大臣政務官の見解
 - カ 同手続の開始の要件を拡大解釈することへの懸念に対する法務大臣の見解
 - キ 改正後の民事訴訟法第 381 条の 2 第 2 項の「当事者間の衡平を害し」に該当する具体的な場合及び審理の初期の段階における判断基準

階猛君（立民）

- (1) 訴訟記録の電子化
 - ア 事件記録の保存期間も判決の原本等と同じ保存期間とするよう見直しを行う必要性
 - イ 重要な事件記録については原則として特別保存に付すよう特別保存の対象範囲を拡大する必要性
 - ウ 判決書は、テキストファイルの形式で保存し、閲覧・利用できるようにすることについての最高裁判所当局の見解
- (2) 国が請求認諾した近畿財務局元職員遺族への損害賠償
 - ア 損害賠償額が妥当であると判断したのは財務省が法務省と協議した結果であることの確認
 - イ 損害賠償額が妥当であると法務省が判断した根拠
 - ウ 法務省が損害賠償額の基準との照合をすることなしに請求額のとおり認諾することを容認する助言をしたのか否かの確認

- エ 損害賠償額の妥当性を判断する基準及び同基準に照らして今回の訴訟における損害賠償額が妥当であると判断した旨を記録した文書を示す必要性
- オ 上記エの文書の存否
- カ 財務省と法務省との協議に係る文書を作成して委員会に提出する必要性
- キ 財務省と法務省との協議に係る文書を作成する必要はないと判断した理由

前川清成君（維新）

- (1) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 同手続の創設の趣旨
 - イ 同手続による審理期間の予見の時期
 - ウ 訴えの提起の前に審理期間が予見できなければ同手続によって裁判制度がより利用しやすいものとなる効果はないとの指摘に対する法務大臣の見解
 - エ 審理期間の予見の時期は訴え提起の前であることの確認
 - オ 同手続が始まって途中で通常の手続に戻ってしまう場合もあるならば、審理期間の予見可能性は実際にはほとんどないとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) インターネットを利用した申立て等
 - ア インターネットを利用した申立て等の場合に用いられるファイルに記録する方法の内容
 - イ インターネットを利用した申立て等の場合に用いられる電磁的記録の送達の内容
 - ウ 裁判所が行うシステム開発に要する期間及び費用についての最高裁判所当局の見解
 - エ 弁護士等の当事者の使用に係るパソコンが故障した場合の措置
 - オ 当事者の使用に係るパソコンが故障した場合において、書面等の紙媒体での提出を認める運用を最高裁判所規則に盛り込むことについての最高裁判所当局の見解
 - カ 裁判所が本人訴訟の当事者にインターネットを利用した申立て等を行うよう強く誘導することへの懸念及び当該懸念を払しょくするために裁判所の人的基盤を拡充する必要性についての最高裁判所当局の見解
 - キ 証拠説明書が提出されるまで書証が提出されたことにならない運用は、裁判所書記官の事務省力化のためではないかとの指摘に対する最高裁判所当局の見解

本村伸子君（共産）

法定審理期間訴訟手続

- ア 同手続における判決の理由について、当事者双方と確認した判決において判断すべき事項を記載するとされることは、通常の訴訟より部分的・簡略的な判決が可能となる趣旨か否かの確認
- イ 同手続における判決に通常の判決と同様の既判力や判例としての価値が認められるか否かについての法務大臣の見解
- ウ 同手続の判決の記録事項について、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会の中間試案における記載の有無、提案時期及び提案者
- エ 同手続の判決の記録事項についてパブリックコメントの手続が取られなかったことの確認
- オ 上記エの手続が取られなかった理由
- カ 本法案において、法定審理期間訴訟手続の判決の記録事項の他にパブリックコメントの手続が取られなかった条文の有無
- キ 法定審理期間訴訟手続の判決という重要な部分についてパブリックコメントの手続が取られなかった法案の作り方には瑕疵があるとの考えに対する法務大臣の見解
- ク 法定審理期間訴訟手続は当事者の主張、立証の機会を制限し、粗雑な審理や誤判の危険性があるとともに、簡略化した判決が蓄積されていくことは将来の国民の自由と権利を後退させることにつながるとの懸念に対する法務大臣の見解
- ケ 判決を簡略化したい裁判官や多忙な弁護士の下で同手続を利用する当事者が被る不利益の有無についての法務大臣の見解
- コ 同手続による訴訟を優先することで通常の訴訟手続による事件の処理が後回しになり審理期間が長期化する可能性についての法務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 手続開始の日から審理終結までの期間を6月、審理を終局した日から判決の言渡しまでの期間を1月とした理由
 - イ 同手続の利用件数の見込み
 - ウ 利用ニーズの有無がわからない制度を設ける必要はないとの意見に対する法務大臣の見解
 - エ 審理期間を短縮するために同手続の導入よりも鑑定人の運用を改善すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 国民が利用しやすい裁判制度とするために民事法律扶助における弁護士費用等の償還制度を改めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 弁護士費用が国民の司法アクセスの妨げとならないよう弁護士費用保険の周知を図る必要性